

## 第77回国民体育大会日光市競技会保険加入要項

### 1 趣旨

この要項は、第77回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）の開催準備業務及び開催期間中（以下「開催期間中等」という。）に競技会関係者や第三者に発生した事故等に対する補償について必要な事項を定めるものとする。

### 2 契約

保険は、第77回国民体育大会日光市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が損害保険会社（以下「保険会社」という。）と保険契約を締結する。

### 3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) 損害賠償責任事故

競技会の開催期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

##### ① 施設賠償事故

競技会場、練習会場、案内所及び会場内外に設置する競技会用の看板、仮設物等で実行委員会が所有又は管理運営するもの若しくは管理運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命又は身体若しくは所有物等に損害を与えたことで損害賠償責任を負う事故をいう。

##### ② 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護施設等での医療行為、看護業務等により、第三者の生命又は身体に損害を与えたことで損害賠償責任を負う事故をいう。

##### ③ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与えたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

④ 受託物賠償事故

競技会の開催期間中等に実行委員会が借り受けた又は預かった第三者の財物を損壊させたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

(2) 傷害事故

競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師、看護師等の競技会従事者が、競技会の開催準備業務若しくは開催業務に従事している時又は該当業務に従事するため、自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶然の事故により、生命又は身体に生じた事故をいう。

4 補償金額

補償金額は、加入保険に規定された範囲内により対応する。

5 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象としない。

(1) 損害賠償責任事故

- ① 故意による事故
- ② 地震、台風等の天災による事故
- ③ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ① 保険対象者の故意による事故
- ② 地震、台風等の天災による事故
- ③ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故
- ④ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
- ⑤ その他保険約款上に定めのあるもの

## 6 事故報告

- (1) 救護班は、競技会開催期間中等に事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書（別記様式）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

## 7 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、本契約に係る契約保険会社の賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款および特別事項の定めるところによる。
- (2) この要項に定めるもののほか、保険に関し必要な事項は、別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における保険加入についても、必要に応じてこの要項を準用する。